

錦江町告示第 26 号

錦江町建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 5 年 3 月 30 日

錦江町長 新田 敏郎

錦江町建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要綱の一部を改正する要綱

錦江町建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要綱(平成 22 年錦江町告示第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 4 号中「5.5」を「6.8」に改める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。